|  |
| --- |
| 受付コード：（※２） |

（使用者が作成する場合）（※１）

差出人：　△△　△△（△△△△.co.jp）

送信日時：年　月　日

宛先：　○○　○○（○○○○.co.jp）

件名：用途証明書の送付について

（メッセージ本文）

○○○株式会社

　代表取締役社長　○○　○○　殿（※３）

　電子メールアドレス：○○○○.co.jp

今般、貴社から譲渡予定の下記１．の化学物質（又は製品）を、下記２．に記載の用途にのみ使用することについて、下記のとおり確認する。

記

1. 新規化学物質（又は製品）の名称（※５）
2. １．の新規化学物質（又は製品）の用途番号及び用途分類（※６）

用途番号：

用途分類：

1. 貴社から当該新規化学物質の用途に関して説明や資料提出を求められた際には、貴社に協力する。

△△△株式会社

代表取締役社長　△△　△△（※４）

住所

電子メールアドレス　△△△△.co.jp

（※１）使用者から申出者に直接用途確認書を提出できない場合は、申出者から使用者までの商流に従い、複数の者からの用途確認を一の用途確認書とすることも可とする。（例：使用者から商社への確認書＋商社から申出者への転送メール等）

（※２）受付コード下４桁の申出番号のみではなく、法人番号からご記載ください。

（※３）製造者・輸入者の名称を記載する。会社の代表者でなくても、当該新規化学物質の譲渡及び本文書の記載内容に関し責任を有する者（部長等）であればよい。

（※４）使用者の名称を記載する。会社の代表者でなくても、当該新規化学物質の使用及び本文書の記載内容に関し責　任を有する者（部長等）であればよい。

（※５）原則申出書に記載した新規化学物質の名称と同一とする。

（※６）新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第六条第二項及び第九条第二項に基づき厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が用途に応じて定める係数を定める告示（平成30年厚生労働省・経済産業省・環境省告示第12号）で規定する用途番号及び用途分類を記載する。